

奈良県消費生活センター条例の一部を改正する条例（案）の概要

平成 28 年 1 月

消費・生活安全課

1 改正の経緯

平成 28 年 4 月 1 日施行予定である消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 において、①消費生活センターの組織及び運営に関する事項、②事務の実施により得られた情報の安全管理に関する事項、③その他内閣府令で定める事項について条例で定めるものとするとしてされており、また、条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準（以下「参酌基準」という。）を参酌するものとしてされている。

当県においては、当県の実情や既存の例規等を勘案した上で、参酌基準を子細に検討した結果、参酌基準のうち、奈良県消費生活センター（以下「センター」という。）の職員等の設置、職員等の資質の向上及び情報の適切な管理を条例事項とすることとした。

2 改正の理由

法の改正に伴い、センターの職員等の設置、センターの職員等の資質の向上及び法に規定する事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理を定める等のため、所要の改正をしようとするものである。

3 改正の内容

(1) センターの職員等の設置に関する規定を追加

センターに、センターの長、センターの事務を行うために必要な職員及び消費生活相談員を設置する規定を追加する。

(2) センターの職員の資質の向上の規定を追加

センターが当該センターにおいて消費生活相談等の事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保することの義務付けの規定を追加する。

(3) 情報の適切な管理に関する規定を追加

センターが消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の適切な管理のために必要な措置を講じることの義務付けの規定を追加する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行する（法の施行日と同日）。